

「医師に向けた難病が障害福祉サービスの対象となることへの意識調査」

分担研究者 中島八十一 国立障害者リハビリテーションセンター

研究要旨

障害者総合支援法により、難病等の患者が障害者の定義に含まれることになり、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになったことの周知がどの程度浸透しているか調査した。

対象は中核市A市の医師会会員総数311名であった。有効回答数は127名であり、約4割であった。

その中で、この制度を知る者は回答総数の約2割であった。一方、この制度を知る者と知りたい者を合計すると約2/3になり、改めて周知を図ることにより施策の浸透に役立つと考えられた。

A. 研究目的

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、難病のある人が障害福祉サービスの利用対象となったことを受けて、医師を対象にこの点の周知の現状を知ることにより施策の浸透の度合いを知ることとする。

B. 研究方法

中核市A市の医師会会員311名を対象にして、下記の5項目について往復はがきを用い、郵送で質問の送付と回答を得た。平成26年2月4日から同年2月20日までを調査期間とした。

質問事項は以下の通りである（表1）。

- 1.現在の主たる職場はどこでしょうか。
- 2.主たる診療科をひとつだけ記入。
- 3.障害者総合支援法により、難病等の患者が障害者の定義に含まれることになり、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになったことを知るか。
- 4.(3.で「知る」と回答した者への質問)実際に障害福祉サービス等の申請のための意見書を書いたことがあるか。
- 5.(3.で「知らない」と回答した者への質問)今後、この制度の具体的な内容を知りたいと思うか。
(倫理面への配慮) 今回の調査では個人情報に関する事項はないと考えられるが、個人が特定されるよ

うなデータは公表しない。

C. 研究結果

調査対象者311名に対して回答総数は127名(40.8%)であった。

質問1の主たる職場は診療所97名(76.4%)、病院28名(22.0%)、その他2名(1.6%)であった(図1)。

質問2の主たる診療科は以下のようであった。内科58名(45.7%)、外科・小児科・眼科各8名(6.3%)、耳鼻咽喉科・産婦人科各7名(5.5%)、整形外科・皮膚科各6名(4.7%)、精神科4名(3.1%)、泌尿器科3名(2.4%)、神経内科・脳神経外科・総合診療科・リハビリテーション科各2名(1.6%)、形成外科・麻酔科・予防医療・その他各1名(0.8%)であった(図2)。

質問3の「難病等の患者が障害者の定義に含まれることになり、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになった」ということを知るとする者は26名(20.5%)、知らないとする者101名(79.5%)であった(図3)。

質問4の質問3.で「知っている」と回答した者26名の中から、実際に意見書を書いたことのある者は15名(57.7%)、ない者は1

1名(42.3%)であった(図4)。

質問5の質問3.で「知らない」と回答した者101名の中から、この制度の具体的な内容を知りたいと考える者は61名(60.4%)、関心がないとする者は40名(39.6%)であった(図5)。

以上から、障害者総合支援法により難病等の患者が障害者の定義に含まれることに伴い、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになったことをすでに知っているか、あるいは知りたいと思う者の合計は86名で回答総数127名の67.7%に上った。また、関心がないとする者40名は回答者総数の31.5%に上った。

D. 考察

回答者の中で障害者総合支援法により難病患者が障害者として福祉サービスの利用ができるようになったことを知る者は20.5%であった。回答数が全会員数の約40%であったことを前提とする考察として、この結果からは周知は十分になされているとは言いがたい。

一方でこの制度を知る者と知りたいと思う者は67.7%であったことから、周知の方法如何によっては関心をもち得る者が全体の3分の2ぐらいを占めることが明らかになり、改めて周知方法を考える必要がある。

関心をもたないとする者が全体の3分の1に上ることから、難病に関係の深い診療科とそうでない診療科での差等、より詳しい調査が待たれる。

E. 結論

障害者総合支援法により難病患者が障害者として福祉サービスの利用ができるようになり、そのために医師の意見書が必要であることについては周知が不十分であり、運用を妨げている可能性が大きい。

この制度に関心をもつ者は3分の2程度あることから、周知の方法を考慮することにより周知を徹底することができ、延いては障害者総合支援法の円滑な運用に役立つと考えられる。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

特になし

表1 アンケートの質問事項

アンケート(以下の4項目の質問にお答えください。)

1 現在の主たる職場はどこでしょうか。(で囲んで下さい)

診療所 病院 その他

2 主たる診療科をひとつだけ御記入下さい。
_____科

3 障害者総合支援法により、難病等の患者が障害者の定義に含まれることになり、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになったことをご存知でしょうか(で囲んで下さい)

知っている 知らない

4 (3.で「知っている」と回答いただいた方への質問です。)

実際に障害福祉サービス等の申請のための意見書を書いたことがございますでしょうか。(で囲んで下さい)

ある ない

5 (3.で「知らない」と回答いただいた方への質問です。)

今後、この制度の具体的な内容を知りたいとお考えでしょうか。(で囲んで下さい)

知りたい 関心に乏しい

図1 質問1 現在の主たる職場はどこでしょうか(人)

回答総数 127

診療所	97
病院	28
その他	2

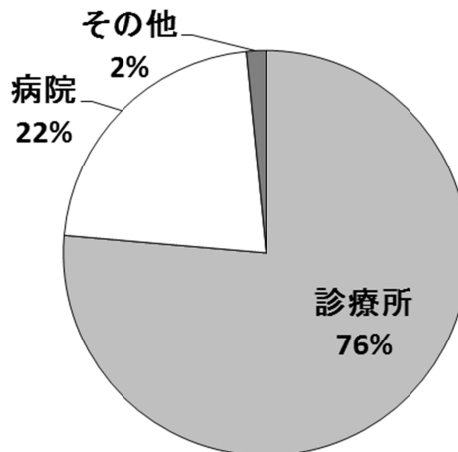


図2 質問2 主たる診療科(人)

回答総数 127

内科	58
外科	8
小児科	8
眼科	8
耳鼻咽喉科	8
産婦人科各	7
整形外科	6
皮膚科	6
精神科	4
泌尿器科	3
神経内科	2
脳神経外科	2
総合診療科	2
リハビリテーション科	2
形成外科	1
麻酔科	1
予防医療	1
その他	1

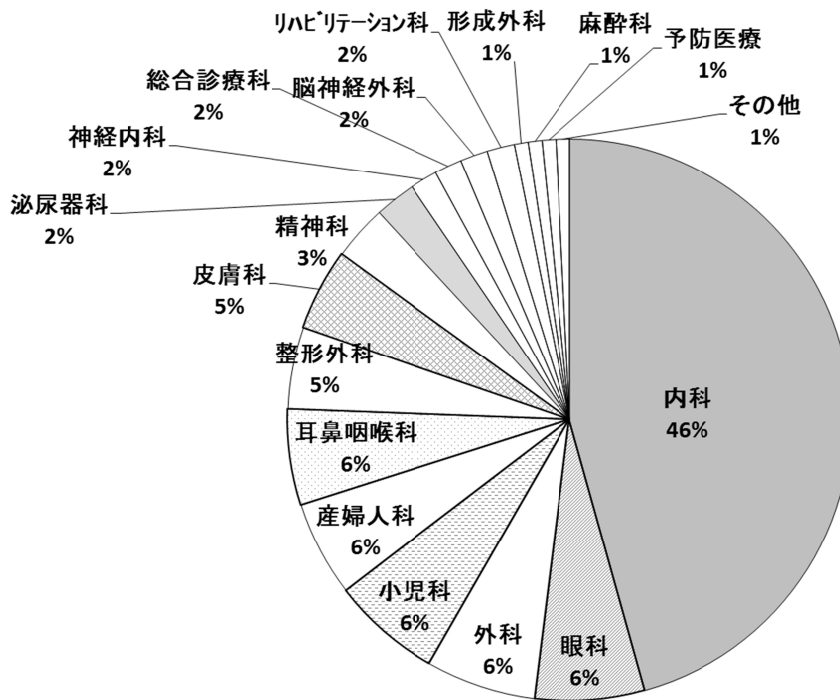


図3 質問3 障害者総合支援法により、難病等の患者が障害者の定義に含まれることになり、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになったことを知っているか(人)

回答総数 127

知っている 26
知らない 101

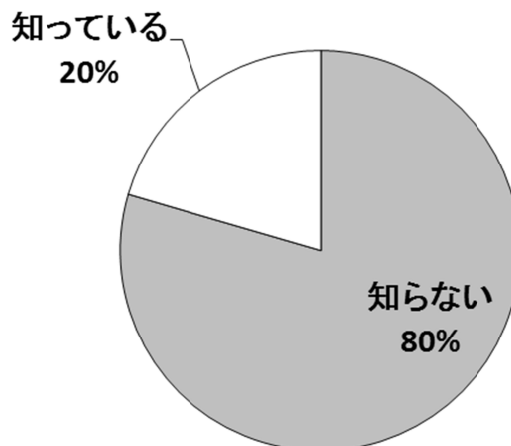


図4 質問4 (質問3.で「知っている」と回答いただいた方への質問)

実際に障害福祉サービス等の申請のための意見書を書いたことがあるか(人)

回答総数 26

ある 15
ない 11

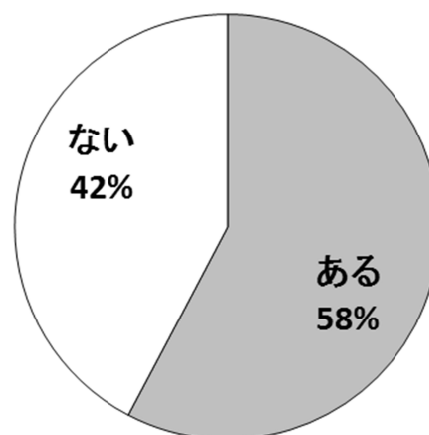


図5 質問5 (質問3.で「知らない」と回答いただいた方への質問)

今後、この制度の具体的な内容を知りたいと考えるか(人)

回答総数 101

知りたい 61
関心がない 40

